

## 第1回古平町議会定例会 第1号

令和2年3月12日（木曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 令和2年度町政執行方針並びに教育行政執行方針
- 5 議案第 5号 令和2年度古平町一般会計予算
- 6 議案第 6号 令和2年度古平町国民健康保険事業特別会計予算
- 7 議案第 7号 令和2年度古平町後期高齢者医療特別会計予算
- 8 議案第 8号 令和2年度古平町簡易水道事業特別会計予算
- 9 議案第 9号 令和2年度古平町公共下水道事業特別会計予算
- 10 議案第10号 令和2年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算
- 11 議案第11号 令和元年度古平町一般会計補正予算（第6号）
- 12 議案第12号 令和元年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 13 議案第13号 令和元年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 14 議案第14号 令和元年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 15 議案第15号 令和元年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 16 議案第16号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 17 議案第17号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 18 議案第18号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案
- 19 議案第19号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
- 20 議案第20号 古平町附属機関設置条例案
- 21 議案第21号 古平町立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 22 議案第22号 古平町農業委員会委員定数条例の一部を改正する条例案
- 23 議案第23号 古平町自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例案
- 24 議案第24号 古平町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案
- 25 議案第25号 古平町公営住宅管理条例の一部を改正する条例案
- 26 令和元年 幌延深地層研究センターの「令和2年度以降の研究計画（案）」の撤回  
陳情第17号 と2020年3月末で研究終了を求める意見書の採択を要望する陳情

(産業建設常任委員長報告)

- 27 陳情第 1号 「子どもの医療費無料化制度の拡充」を求める道への意見書の提出を求める陳情書
- 28 陳情第 2号 日本国憲法の尊重・擁護に関する要請書
- 29 陳情第 3号 「農業者の自家増殖を原則禁止とする種苗法改正に反対する意見書」(案)の採択を求める陳情書
- 30 陳情第 4号 厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書について

○出席議員 (9名)

議長 10番	堀	清	君	2番	逢	見	輝	続	君		
3番	真	貝	政	昭	君	4番	寶	福	勝	哉	君
5番	梅	野	史	朗	君	6番	高	野	俊	和	君
7番	岩	間	修	身	君	8番	山	口	明	生	君
9番	工	藤	澄	男	君						

○欠席議員 (1名)

1番 木村輔宏君

○出席説明員

町	長	貞	村	英	之	君				
副町	長	佐	藤	昌	紀	君				
教	育	長	石	川	忠	博	君			
総	務	課	長	松	尾	貴	光	君		
総	務	課	主	幹	佐	藤	亘	君		
町	民	課	長	五	十	嵐	満	美	君	
保	健	福	祉	課	長	和	泉	康	子	君
産	業	課	長	細	川	正	善	君		
建	設	水	道	課	長	高	野	龍	治	君
会	計	管	理	者	白	岩	豊	君		
教	育	次	長	本	間	克	昭	君		
総	務	係	主	査	長	谷	川	秀	峰	君
財	政	係	主	査	人	見	完	至	君	

○出席事務局職員

事	務	局	長	三	浦	史	洋	君
議	事	係	長	澤	口	達	真	君

開会 午前10時00分

○**議会事務局長（三浦史洋君）** それでは、本日の会議に当たりまして出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員9名が出席されております。1番、木村議員につきましては、病気入院中により欠席との連絡が入っております。

説明員は、町長以下11名の出席でございます。

以上です。

◎開会の宣告

○**議長（堀 清君）** ただいまの出席議員は9名でございます。

定足数に達しております。

よって、会議は成立いたします。

ただいまから令和2年第1回古平町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○**議長（堀 清君）** 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○**議長（堀 清君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、4番、寶福議員及び5番、梅野議員を指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○**議長（堀 清君）** ここで、去る3月5日に開催されました議会運営委員会での決定事項を議会運営委員長から報告いただきます。

議会運営委員長、工藤澄男議員、報告をお願いします。

○**議会運営委員長（工藤澄男君）** おはようございます。それでは、私のほうから去る3月5日に開催いたしました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日12日から3月19日までの8日間とするものです。ただし、3月17、18日は予算審査特別委員会開催のため休会といたします。

次に、議事の進行でございますが、初めに新年度予算の議案から説明申し上げます。新年度予算につきましては、各会計提案理由の説明が終わり次第全員による予算審査特別委員会を設置しまして、これに付託し、審議することといたします。予算委員会の審議方法でございますが、一般会計につきましては歳入は3款程度、歳出は款ごとに区切って質疑を行います。また、歳入歳出の質疑が終了した後、再度歳入歳出一括質疑を許すものといたします。ただし、質疑件数は2件までとします。特別会計につきましては、歳入歳出一括で質疑を行います。質疑は一問一答で継続して行い、

ほかの人に移ったときは再質疑はできないこととします。討論は本会議で行いますので、委員会で省略することとします。また、採決については全会計一括で採決する運びといたします。次に、本会議での質疑でございますが、議員全員で構成されます特別委員会で質疑を行いますので、省略いたします。また、討論、採決については各会計ごとに行うことにいたします。

次に、総括質問についてご説明します。総括質問は一問一答形式で継続して質問を行い、ほかの人に移ったときは再質問できないこととなります。また、総括質問は基本的に町長に対する質問と教育長に対する質問を分けて許可しておりますが、双方とも関連する質問の場合は議長が状況を見て許可するものとします。なお、総括質問で質問される方は町長に対する質問が終わりましたら続いて教育長に対する質問を行うこととし、町長と教育長に対する質問と答弁を合わせて30分をめどいたします。質問が25分の経過後は、目安として議長席に黄色い目印を立てることとします。

それから、予算特別委員会と総括質問は一問一答で行いますが、一問一答でありながら一度に数項目にわたって質問をする傾向が共通して見受けられます。質問項目に関連性のある場合を除き、一問一答の原則を守っていただきますようお願い申し上げます。

次に、一般質問について説明します。一般質問も一問一答式で行いますが、質問回数は1件3回で、質問ごと、質問、答弁、再質問、再答弁、再々質問、再々答弁というように繰り返し行ってください。議長と予算特別委員長におかれましては、その点をよろしくご配慮いただきたいと思っております。

次に、4件上がっております陳情でございますが、陳情第1号、第2号及び4号については総務文教委員会に付託し、陳情3号については産業建設常任委員会に付託することといたします。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告を申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます委員長報告を終わります。ありがとうございます。

○議長（堀 清君） 議会運営委員長の報告を終わります。

#### ◎日程第2 会期の決定

○議長（堀 清君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会は、本日3月12日から3月19日までの8日間にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日3月12日から3月19日までの8日間に決定しました。

お諮りします。3月17日と18日は予算審査特別委員会開催のため休会にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、3月17日と18日は休会とすることに決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（堀 清君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、令和元年度1月分、2月分の例月出納検査結果、令和2年北しりべし廃棄物処理広域連合議会第1回定例会決議結果、令和2年北後志衛生施設組合議会第1回定例会結果、令和2年北後志消防組合議会第1回定例会議結果、令和2年後志広域連合議会第1回定例会決議結果、平成30年度古平町の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検、評価報告書の6件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもって代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎発言の訂正

○議長（堀 清君） 日程第4に入る前に、去る令和元年6月20日開会の第2回定例会における高野議員の一般質問に対する答弁について町長より修正の申出がありましたので、これを許します。

○町長（貞村英之君） 令和元年6月20日開催の第2回定例会における高野議員の町バス使用方法の一般質問に対する私の答弁におきまして、答弁の直後、部下から答弁に説明不足があった旨指摘を受けていたところであります。一般質問については答弁書もなく、その場発言が常とされているため、その場で発言内容を確認することもできなかったことですから、答弁の趣旨が変わらないので、その場は流したところございました。後日会議録を確認したところ、明らかに私の誤発言が確認されたので、発言の修正を申し出るところでございます。

内容につきましては、当該バスイコール行政財産であると受け取られる発言を次のように「起債や補助金を充当して購入した物品については、使用目的に制限があることから、行政財産と同様の取り扱いとしております」と前段に加えていただき、その後の発言におきましてもお手元に配付の別紙修正後欄の下線のとおり「このバスも起債、過疎債を充当しておりますので、行政財産と同様の取り扱いなのですが」というふうに修正をお願いするよう申し出るところでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 本件は以上で終わります。

◎日程第4 令和2年度町政執行方針並びに教育行政執行方針

○議長（堀 清君） それでは、日程第4、令和2年度町政執行方針並びに教育行政執行方針に入ります。

最初に、令和2年度町政執行方針について、貞村町長。

○町長（貞村英之君） 1 はじめに

令和2年第1回古平町議会定例会の開会にあたり、町政執行への私の所信を申し上げます前に、新型コロナウイルス感染症への対応について述べさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症については、2月25日に国が「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」をまとめ、水際対策や国内感染症対策の強化等を図ることとしたことから、同日に町と

しての対応方針を決定、翌26日には、庁内に「新型コロナウイルス感染症対策会議」を設置し、各部署の取り組み内容の確認や情報共有を図り、小中学校の臨時休校や町主催行事の中止など、町民の皆さんの安心安全な生活を守ることを第一に考え、感染防止対策を実施したところでございます。

今後につきましても、引き続き防災無線、町のホームページや広報紙など様々な媒体を通じて積極的な注意喚起を行なうとともに北海道など関係機関と連携を密にし、新型コロナウイルス感染症に関する情報収集に努めながら、感染防止に向けて必要な取り組みを進めてまいります。

また、新型コロナウイルスの感染症の拡大により、特に漁業では、消費低迷による大幅な魚価安、水産加工業や飲食店では、購買力の低下や外出自粛による販売額の減少など、町内経済にも大きな影響が生じています。国の経済対策の動向を注視し、町内の経済対策についても、国や北海道、関係機関と連携を図りながら必要な取り組みを進めてまいります。

続きまして、新年度に向けた町政執行の所信と施策の概要を申し上げます。

これまでの町政運営にあたっては、古平町の現状と課題について把握に努め、「まちなかの賑わい再生と地域資源を生かした経済の再生」、「コンパクト・プラス・ネットワークの形成」、「安心して暮らせる持続可能なまちづくり」を重点課題として、全力で取り組んでまいりました。

現在、古平町は、これまで経験したことのない、経済危機及び人口減少、少子高齢化の危機に直面し、地域の活力低下や中心市街地の衰退により、まちの賑わいを喪失しています。

地域医療の確保、公共施設の老朽化対策、公共交通のあり方など、行政課題も複雑・多様化していると考えております。

人口減少社会の中、古平町を持続可能とするためには、あれもこれも今までどおり維持することは極めて困難な状況にあります。

行政評価や近隣市町村の制度とサービス水準を比較し、高校生までの医療費無償化など、近隣市町村のサービス水準を大きく上回っているものであっても町民生活に大きく影響がある事業を維持しつつ、大変厳しい判断のもと従来のいわゆるバラマキ型の手法を用いた事業については、第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間終了と合わせ、令和2年度予算において廃止、縮小を行ない、本町にとって真に必要な事業、なければならぬ事業を重点的に進めていくことが町民生活の向上や持続可能なまちづくりにつながると考えております。引き続き町民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

町長に就任してからこれまで、懸案事項の整理や課題の解決、現状の把握や分析に思いの外時間を要し、具体的な形で、町民の皆さんに町政運営の基本的な考え方、まちの将来像を示すことが出来ずにおりました。

令和元年度に策定し、令和2年度から令和6年度を計画期間としてスタートする「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた4つの基本目標の実現に向け、町民の皆さんと思い描くまちの姿を共有しながら、積極的に取り組みを進めてまいります。

総合戦略の1つ目の基本目標は、「人口減少下においても安心して暮らせるまちの実現」であります。

医療・福祉・商業などの日常生活に必要なサービスを受けられる環境を維持しながら都市機能の

集約を進めるとともに、まちなかの賑わい再生や生活の利便向上、防災対策の充実を図ります。

2つ目の基本目標は「古平町の産業振興を図り、所得の安定を目指す」であります。

獲る漁業からつくり育てる漁業など資源管理型漁業への転換を進めるとともに、水産加工品の販路拡大・付加価値向上に取り組むほか、観光と連携した商業振興を図ります。

3つ目の基本目標は「出産・子育て環境の整備と医療・福祉の充実」であります。

地域ぐるみで子どもを育む環境づくりや町民の健康寿命の延伸に努めるとともに、人口が減少しても安心して医療、福祉サービスが受けられる仕組みづくりを進めてまいります。

4つ目の目標は「古平町への新しい人の流れをつくる」であります。

海産物や水産加工品など食の魅力を活用して交流人口と観光消費の拡大をめざすとともに、空き家解消など地域の課題解決に向けた移住促進を図ってまいります。

これら総合戦略の4つの基本方針を踏まえ、令和2年度は、「協働で創る住みよいやすらぎの郷、ふるびら」を基本理念として掲げた「第5次古平町総合計画」が最終年度となりますことから、地方自治法の策定義務はなくなりましたが、町民の皆さんの意見をいただきながら、令和3年度からスタートする新たな総合計画を策定し、本町の将来に向け必要な施策を着実に進め、未来への橋渡しをしたいと考えています。

古平町はこれまで、様々な危機にあっても、たゆまぬ努力と向上心、そして果敢な挑戦によって新しい時代を切り拓いてきました。

古平町には、豊かな自然、そして、これまでに培われた歴史的・文化的資源など、多様な魅力と資源があります。こうした多くの資源を活かしながら、次なる世代へ引き継いで行くため、「危機突破・未来創造」を町政の最重要課題として引き続き取り組みを進めてまいります。

また、財政基盤の弱い古平町が、将来にわたり健全で持続可能な行財政運営を図るため、最小の経費で最大の効果をあげるよう全力で町政運営に引き続きあたってまいります。

## 2 重点施策

### (1) まちなかの賑わい再生について

次に、重点施策でございます。まず最初に、まちなかの賑わい再生についてでございます。まちなかの賑わい再生とコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりとして、立地適正化計画に基づき、都市機能や居住区域の誘導などにより、将来にわたって、安心して快適な生活環境の実現に向けた施策に取り組むとともに、中心拠点誘導複合施設やふるびら150年記念広場を中心に、市街地の都市構造を再構築し、まちなかの賑わい再生を引き続きめざします。

現役場庁舎の跡地については、観光交流センター、いわゆる道の駅としての活用を視野に、令和元年度にとりまとめた、基本・実施設計をもとに、商工会や東しゃこたん漁協等と協議を開始し、官民連携による施設整備や最小の経費で、最大の効果が得られる運営について検討を進めてまいりたいと考えています。

### (2) 地域資源を活かした経済の再生について

次に、地域資源を活かした経済の再生についてであります。地域経済の原動力である、漁業と水産加工業の持続的な発展なくして、古平町の経済危機突破はありません。

地域に根ざした事業活動を継続していけるよう、経営体制の強化を図り、地域経済の再生を引き続きめざしてまいります。

漁業では、主要魚種のホッケ・エビ・スケトウ・ニシンなどが軒並み漁獲高を減らしており、価格の下落にも歯止めがかかっておりません。減少傾向にある漁業生産量の安定化を図るため、漁業者と連携を図りながら、海域の特性に合った漁業の振興に引き続き取り組んでまいります。

水産加工業では、経営体制の強化をはじめ、販路の拡大や古平町150年を契機に取り組んだ新製品開発の継続支援や水産加工品のPRを積極的に行い、水産加工業の更なる発展に引き続き取り組んでまいります。

### (3) 安心して暮らせる持続可能なまちづくりについて

#### ①地域医療の確保について

次に、安心して暮らせる持続可能なまちづくりについてであります。まず、地域医療の確保についてでございますが、町民の皆さまが安心して医療を受けられるよう、町立診療所「海のまちクリニック」については、当初、週2回半日の限定的な診療体制からのスタートでございましたが、現在は週3回～4回の半日で診療を行っています。社会福祉法人北海道社会事業協会（協会病院）の協力を得て、第一次医療の提供を目的に地域のかかりつけ医として引き続き運営を行います。

社会的な医師不足及び看護師などの医療人材不足により、特に常勤医の確保に苦勞をしていますが、社会福祉法人北海道社会事業協会や関係機関と連携を図りながら常勤医の早期確保に引き続き努めてまいります。

町民の皆さまには、大変御不便をおかけしますが、安定的な第一次医療の提供やこれまで以上に充実した二次医療への円滑な引継体制の構築に向け、最大限の力であたっておりますので、ご理解をお願いいたします。

また、調剤薬局については、3月16日より余市町に所在する調剤薬局が、旧なるみ薬局で開局することとなりましたので、町立診療所での調剤業務は3月末で終了いたします。

#### ②高齢者福祉施策について

また、高齢者福祉について申し上げます。令和3年度からスタートする第8期介護保険事業計画及び第8期古平町高齢者福祉計画の策定に向けて、町内の高齢者人口が減少する中、現在の高齢者福祉施策を確認・検証し、サービスは足りているのか、今後どのようなサービスが必要なのか検討を行いました。

多角的な検討の結果、本町が抱えている課題解決のため、最優先に取り組むべきは、特別養護老人ホーム（特養）の整備ではなく、また有床診療所の再開でもなく、町立診療所の2階を有効的に活用した定員19名以下の介護医療院の開設が最善策であると判断いたしました。

介護医療院は、平成30年（2018年）に制度が創設された施設で、特養が生活の場に特化しているのとは違い、医療がメインとなり、結果、ターミナルケアや見取りにも対応できることから、町民のニーズが高いと考えております。

また、介護医療院の開設により、居宅系医療サービス、訪問介護や訪問リハ等の核となることも可能となるほか、新たな施設を整備する必要もなく、診療所への併設することにより看護職員や介

護職員等の専門職が少なく済むというメリットもあります。

開設に向けては、後志広域連合や北海道との調整、運営のバックアップをしていただく医療法人の確保、常勤医師、看護職員や介護職員等の専門職の確保など、困難な課題も多数ありますが、これらの課題を克服し、令和3年度以降の早期開設を目指してまいります。

介護医療院の開設後は、現在の地域福祉センターと高齢者支援ハウスを小規模多機能居宅介護へ転換し、介護保険施設サービスの更なる充実の検討を進めてまいります。

現在の、高齢者向け公営住宅的な機能、ほほえみくらすのあり方についても引き続き検討を進めてまいります。

その他、町独自のサービスメニューが乏しく、町民のニーズに応えていない介護予防サービスの充実強化、地域課題の解決のため、社会福祉協議会の機能強化についても併せて検討を進めてまいります。

#### (4) 地域・未来を担う人づくりについて

次に、地域・未来を担う人づくりについてでございますが、今、世界は日々刻々と変化を続けており、想像もしていなかったことが実現化するなど、先を見通すことが大変難しい時代となっております。

経済や社会が大きく変化する中で、地域を支えるのは人であり、地域の発展は人づくりにかかっていると考えています。

この古平町をもっと豊かにしたい、地域に貢献したいといった高い志を持った、地域に根ざした産業の担い手となる人材や地域づくり活動をリードする人材、未来の古平町を担う人材の育成に引き続き取り組んでまいります。

### 3 主要施策

#### (中心拠点誘導複合施設整備について)

3番目といたしまして、主要施策を申し上げます。まず、中心拠点誘導複合施設整備についてでございますが、庁舎検討特別委員会やタウンミーティング及び地域懇談会などの意見を参考に基本設計を了し、今年度実施設計を進めてまいりました。

様々な意見をいただきました、複合施設の整備については、令和2年4月上旬の本体工事の着工に向け、予算を計上しております。

財源につきましては、国土交通省、経済産業省及び環境省が所管する各種補助金を活用し、地方債についても起債償還に交付税措置のある過疎対策事業債や緊急防災・減災事業債及び市町村役場機能緊急保全事業債を充当することにより、本町の財政に大きな負担をかけないよう計画をしているところであります。

今後も国の補正予算や制度改正の動向を注視し、財源の確保に努めてまいります。

すでに、国土交通省のガイドラインに基づき、第三者機関が評価・認証する、建築物省エネルギー性能表示制度、いわゆるBELSの最高ランク五つ星とZEB Readyを北海道内の公共施設としては初めて、全国の公共施設としても2番目に取得したことはお知らせしておりましたが、令和2年2月3日には、北海道内の自治体としては初めて、全国の自治体で54例目の「ゼロカーボ

ンシティ宣言」を行い、2050年の温室効果ガスの実質排出量ゼロをこの複合施設の整備を契機に進めるとともに、複合施設は令和3年度末の完成を目指しています。

今後も、町民の皆さんが親しみをもち、利用しやすいまちなかの賑わい再生拠点施設として、施設内容の充実に向けた検討を引き続き進めてまいります。

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

○議長（堀 清君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○町長（貞村英之君） （行財政構造改革の推進について）

次に、行財政構造改革の推進について申し上げます。町の将来を見据え、これまでも行財政構造改革に取り組んでまいりました。町職員の採用募集を行っても、応募者がなく、土木技術者や保育士などの専門職や一般事務職も人材確保が困難な状況となっていることから、民間の力を活用し、令和元年度には、包括的に給食センターや公務補等の業務を民間に委託、令和2年度からは、包括業務委託範囲の拡大、新たにクリーンセンターとB&G海洋センターに指定管理者制度を導入し業務の効率化に取り組んでまいったところであります。

今後も、指定管理制度の導入や国が示したガイドラインに基づき、窓口業務の民間委託によるサービス向上について引き続き検討を進めてまいりたいと考えています。

行財政構造改革は、新たな時代に備えるため、行財政運営の基盤をつくりながら、安定した町民サービスを維持し、町の将来を活力あるものとするために必要な取り組みであります。引き続き事務事業の分野横断的な点検を行い、取り組みを進めてまいります。

（中央バス積丹線について）

次に、中央バス積丹線についてでございますが、北海道中央バス株式会社から、積丹線沿線4市町で構成する後志地域生活交通確保対策協議会第一分科会に対し、利用者の減少に起因する、乗車密度及び輸送量の減少により、令和元年9月までの補助対象期間において、平成31年4月から土・日・祝ダイヤの減便を実施したにもかかわらず、収支不足が発生したとの報告を受け、平成28年度以降発生していなかった、沿線市町からの財政支援が令和2年度から必要な事態となりました。

北海道中央バス株式会社から、収支状況の改善や、国と北海道からの補助金確保のため、更なる積丹線の減便や美国から余別間の路線を廃止する提案が見込まれているところであります。

具体的な提案はまだございませんが、提案がわかり次第、皆さんにその内容をお知らせするとともに、地域の生活交通の確保のため、今後も北海道中央バス株式会社、沿線市町と協力して、生産性向上の取り組みを推進してまいります。

（地域公共交通網形成計画について）

次に、地域公共交通網形成計画についてでございます。町民にとって利便性の高い公共交通体系を構築するため、地域公共交通活性化法に基づく「地域公共交通網形成計画」を令和元年度中に策定す

ることとしておりましたが、北海道中央バス株式会社による積丹線の更なる減便提案が見込まれることや交通関係業者との協議が進まなかったことなどから、令和2年度においても引き続き、関係機関や公共交通の利用者などをメンバーとする地域公共交通活性化協議会において、検討を行い計画の策定を進め、町民ニーズにあった地域公共交通網の形成に引き続き取り組んでまいります。

(火葬場建設事業について)

次に、火葬場建設事業についてでございますが、建設工事を進めておりました火葬場は、先般、竣工し、完成検査を終えました。シンプルな造りではありますが、最期のお別れの場として厳粛でふさわしい空間となったと考えております。

また、令和2年度は、旧火葬場の解体及び駐車場の整備などを予定しております。今しばらくご不便やご迷惑をおかけすることになりますが、引き続き、ご理解とご協力を願いたいと存じます。

(下水道広域化推進総合事業について)

次に、下水道広域化推進総合事業についてであります。北後志5か町村で構成する北後志衛生施設組合において、老朽化に伴う施設及び設備の更新について検討を重ねた結果、新しく施設を建替えることはせず、下水道広域化推進総合事業を利用し、余市町の下水道施設で対応していただくことが決定いたしました。

本事業につきましては、現在、衛生施設組合で処理しているし尿及び浄化槽汚泥を、前処理した後に下水道施設に投入するもので、昨年度から、国の事業採択を受けるべく、北海道と実施主体である余市町並びに衛生施設組合とで協議を進めているところでございます。

令和2年度は、施設整備の基本設計を予定しており、各構成町村で負担することとなる費用について予算計上しております。

(農業の振興について)

次に、農業振興についてでございますが、米価の値割れを防ぐ目的で、需要に見合った生産量を設定する令和2年産米の「生産の目安」が、昨年末、北海道農業再生協議会から発表されました。本町は主食用米とそれ以外で16.2ヘクタールと示されたところではありますが、先日開催した米農家を対象とした生産者会議では、1名が作付を行わないことから若干減って14.8ヘクタール程度と決定したところでもあります。酒米につきましては、作付農家1名増で1.3ヘクタール程度の作付を確認いたしました。

鳥獣による令和元年の農作物への被害状況が、先日まとまりました。前年に比べ被害額、被害面積ともに減少しておりますが、引き続き、猟友会余市支部古平分区の協力を得ながら継続して適切な駆除を実施してまいります。

(漁業の振興について)

次に、漁業の振興についてでございます。水産資源の減少から「つくり育てる漁業」の重要性が増しているため、令和2年度も引き続き、「ウニ種苗放流事業」や「ヒラメ稚魚放流事業」に助成いたします。

また、1月30日に成立した国の令和元年度補正予算による水産業競争力強化緊急施設整備事業に東しゃこたん漁協の冷凍冷蔵施設を申請していたところではありますが、2月27日に正式に補助金の

内示を受けました。新施設は年内の完成予定で、現施設の解体を含めた一連の工事については、令和3年2月までを工期としております。

国の直轄事業である古平漁港の令和2年度の整備は、防災上重要な位置付けをしているマイナス5.0岸壁、中央埠頭でございますが、の耐震補強を行うほか、漁協本所前の東防波堤の越波対策などが実施される予定であります。なお、これまで重ねて要望しておりました蓄養施設の整備は、試験調査が行われる予定であります。

#### （商工業の振興について）

次に、商工業の振興についてでございますが、町内の商店は、消費者ニーズの多様化や人口減少に伴う地元での購買力低下等から、大変厳しい経営環境を強いられております。そのような中において、商工会が発行するプレミアム商品券は一定程度の町内消費を確立できることや、新たな消費を誘因することが見込まれるため、令和2年度も引き続き同額を助成したいと考えております。

#### （中小企業の振興について）

次に、中小企業の振興についてでございますが、経済産業省の所管する「ものづくり・商業・サービス補助金」、「小規模事業者持続化発展補助金」等の中小企業を対象とした補助金について、北海道経済産業局の支援をいただき、商工会と連携し説明会を開催したところ、これまで合計6件の採択を受けることができました。

令和2年度の申請に向け、事業者数件から相談があるとのことでございます。引き続き商工会と連携しながら、制度の活用に対して支援を行ってまいります。

#### （観光施策について）

次に、観光施策についてでございますが、本町の代表的な観光施設の1つであります家族旅行村の運営方針であります。令和元年第4回定例会における一般質問でも答弁したとおり、今年1年かけて一定の方向性を見出したいと考えております。

夏場の運営は、ケビンの多くが築35年以上経過していること、今後、大規模な電気設備の法的改修が必要となってくることから、入込数などを含めて総合的に検討したいと思っております。また、スキー場部分については、斜面やリフトの現状から再開は不可能な状況でありますので、別の利活用方法も併せて模索しているところであります。

#### （ふるさと納税について）

次に、ふるさと納税についてでございますが、令和2年1月末現在で2億8,749万円、対前年比176.8%と大きく寄付を伸ばしたところであります。その要因は総務省通知の範囲で、各委託業者が魅力ある返礼品を提供してくれたこと、インターネットサイトを2社増やしたことであり、効果的なPRが出来たと考えております。本町はこれからも総務省通知を忠実に守り、制度の健全な発展に資するよう適切に対応していきたいと考えております。

また、令和2年度につきましては、地酒「古平（ふるびら）」などを新たな返礼品に加え、これまでとは違った面から古平町の魅力を発信していきたいと考えております。

#### （生活環境施策について）

主要施策の最後になりますが、生活環境施策についてでございますが、橋りょう長寿命化事業で

は、丸山3号橋及び丸山6号橋の修繕工事を、稲荷橋では実施設計を、道路ストック修繕事業では切削オーバーレイ171メートルを、道路照明更新事業ではLED灯85基を、除雪車両保管庫建設事業では実施設計を予定しています。

河川事業では、河川維持としてチョペタン川、冷水川、丸山川及び関口の沢川の河床掘削等を予定しています。

公園照明更新事業ではLED灯8基を進めてまいります。

住宅事業では、除却が可能な清丘団地2棟4戸、御崎団地1棟3戸及び栄団地1棟5戸の解体を予定しております。住宅リフォーム支援補助では太陽光発電システム工事、耐震改修工事及び下水道接続工事に対して補助を継続してまいります。

簡易水道事業では、水道メーター524個の更新を継続事業で予定しています。さらに昨年3月19日の断水事故を受け、導水管のみならず水道施設全体が老朽化していることを踏まえた施設全体の更新計画を策定してまいります。

公共下水道事業では、下水道管理センターで電気設備更新工事を予定しております。また、下水道計画については、令和2年度で計画期間が満了するため、次期計画を策定してまいります。

#### 4 令和2年度各会計予算について

次に、令和2年度各会計予算について申し上げます。古平町の財政は、大変厳しい状況にありますことから、健全な財政を維持するために、昨年度に引き続き全ての事業を分野横断的に再点検し「選択と集中」の視点に立って、予算を編成したところであります。

令和2年度の予算規模は、一般会計46億5,500万円、特別会計1億9,590万円、公営企業会計3億9,430万円、合計52億4,520万円であります。

前年度と比較しますと、一般会計では、34.0%の増、特別会計では、2.3%の増、公営企業会計では、7.4%の減、全会計では、28.2%の増となりました。

予算の特徴といたしましては、一般会計の建設事業費が中心拠点誘導複合施設の本格着工もございまして、13億8,741万円となり、対前年比9億8,945万円の増と、前年度と比較しますと3.5倍の予算計上となっておりますが、中を見ますと一般財源総額は対前年比5,900万円の増に抑えられておりまして、古平町の財政には、大きな負担をかけずに予算編成ができたところでございます。

#### 5 むすび

最後になりますが、以上、町政を進めるに当たっての、私の所信の一端を述べさせていただきました。

現在、国では人口減少や少子高齢化が進行する中、持続的な経済成長を実現するため、「Society5.0」の実現を掲げ、人づくり革命や働き方改革、所得向上策の推進、地方創生の推進として観光・農林水産業活性化による成長を目指しております。

本町におきましても、Society5.0、地方創生、SDGs、国土強靱化など、日本を取り巻く情勢や社会の変化に目を向けて行かなければなりません。これら国の政策を取り込むに当たっても、時勢を踏まえ、古平町の持続可能なまちづくりに真に必要なものを確実に見極めた上で、各種施策に取り組まなければならないと考えております。

古平町を取り巻く状況は、決して容易なものではありませんが、重要課題に対し具体的な成果を目指して、全力で取り組んでまいります。

町民の皆さま、町議会の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げ、令和2年度の町政執行方針といたします。

○議長（堀 清君） 以上で町政執行方針を終わります。

次に、教育行政執行方針について、教育長、どうぞ。

○教育長（石川忠博君） 令和2年第1回古平町議会定例会の開会にあたり、所管します教育行政の執行方針について申し上げます。

超スマート社会（Society 5.0）の実現に向けました人工知能（AI）をはじめとする科学技術の急速な進歩や少子高齢化、グローバル化の進展などによりまして、社会構造が劇的に変化することが予想される時代となっております。

こうした中、次代を担う子どもたちには、予測できない変化を前向きに受け止め、豊かな感性を働かせながら、多様な他者と協働して、社会や人生をより豊かなものにしていくことが期待されておりまして、そのための「生きる力」を育むことが求められております。

そのため、各学校におきましては、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするかを教育課程で明確にし、学校と地域が協働して、子どもたち一人一人のよさや可能性を伸ばし、新しい時代を切り拓いていくための「生きる力」を育む学校教育を推進してまいります。

また、人生100年時代といわれる中で、すべての人が生涯を通じて学び続け、学んだことを生かして活躍できるようにすることが求められております。

そのため、平成30年3月に策定いたしました「第4次古平町社会教育中期計画（平成30年度～34年度）」に基づきまして、生涯を通して積極的に学び、その成果を生かせる社会教育活動、地域文化や歴史を継承し心豊かな人づくりを目指す文化活動、コミュニティ形成の基盤となり心身ともに健全な人づくりを目指すスポーツ活動の推進を重点といたしまして社会教育の充実に努めてまいります。

以下、所管する「学校教育」、「社会教育」の主要な取組について申し上げます。

第一が学校教育の充実にあります。

学校教育におきましては、学校・家庭・地域が連携して確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育むために、次の3つを重点に取り組んでまいります。

第1が「確かな学力」の育成であります。

学校教育では、発達の段階や特性などを踏まえ、生きて働く「知識及び技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養することが求められております。

そのため、各学校におきまして「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づきまして、小中連携による義務教育9年間を見通した一貫教育を目指し、全国学力・学習状況調査などを活用しまして、子どもたち一人一人の状況に応じた「できる」を実感する授業改善を進めますとともに、少人数指

導などの個に応じた指導や放課後学習などの補充学習の充実、家庭と連携した学習習慣の定着に努めてまいります。

外国語教育につきましては、令和2年度から小学校で完全実施されます新学習指導要領に基づき小学校3、4年生の外国語活動、5、6年生の外国語教育の円滑な実施を図りますとともに、小中学校の連携した取組やALTの派遣、町民の皆様のご協力による体験活動などを通して外国語によるコミュニケーション能力を育成してまいります。

また、子どもたちの基礎・基本の定着を図り、家庭学習の習慣化につなげるために、学校と連携しながら「放課後ふるびら塾」を実施してまいります。

2点目が「健やかな体と豊かな心」を育む教育の推進でございます。

体力は、人間のあらゆる活動の源でありまして、人間の健全な発達・成長を支え、健康的で充実した生活を送る上で大変重要であります。

全国体力・運動能力調査では、本町の子どもたちの体力は年々向上しておりますが、全身持久力などが低い状況にあります。調査結果を活用しまして、体育専科教員を中心とした授業改善、小中学校の連携した取組などを通じて子どもたちの体力向上を進めてまいります。

また、同調査で本町の子どもたちがテレビやゲーム機、スマートフォンなどを見ている時間が長いことが明らかとなっております。子どもたちにテレビやゲーム機などを安全に正しく利用するための知識を身に付けさせるとともに、家庭と連携して家庭でのルールづくりなどの取組を進めてまいります。

次に、成長期にある子どもたちにとりまして、健康な心身を育むために、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることは重要です。

本町の子どもたちには、毎日朝食を食べる割合が低いなどの食生活の乱れなどがみられますことから、栄養教諭を中心としまして学校全体で、食事の重要性や楽しさ、心身の成長のために望ましい栄養や食事のとり方などの理解を深める指導を進めてまいります。

また、豊かな自然に恵まれました本町の地場産物を積極的に活用しますとともに、衛生管理の徹底、アレルギーの的確な把握・対応などを図り、安全で安心な給食の提供に努めてまいります。

子どもたちに豊かな心を育むためには、道徳教育の充実を図りますとともに、様々な体験活動を通じて、自分の価値を認識しつつ他者と協働することの重要性などを実感し、理解できるようになることが重要であります。

各学校で道徳教育推進教師を中心としまして「特別の教科 道徳」を要として、学校全体で子どもたちの発達の段階などを考慮した道徳教育を推進し、お互いを大切にし、自立した人間として他者とともに、よりよく生きる基礎となる道徳性を育ててまいります。

また、昨年度から各学校で実施しております「海洋教育パイオニアスクールプログラム」を通して、ふるさとの海に関する学習を深めますとともに、漁業や農業に携わる方々のご協力により漁業体験や農業体験、出前授業、関係団体のご協力による本町の伝統芸能であります「たらつり節踊り」や「正調越後盆踊り」などの体験を通して、自己の生き方を考え、進んで地域社会に関わる態度を育てますとともに、ふるさと古平を大切に思う心を育ててまいります。

教育上特別な支援が必要な子どもたちは増加傾向にあり、個々の実態を的確に把握し、学校、家庭、地域、関係機関が連携しまして、継続的な支援を行うことが求められております。

このため、特別な支援が必要な子どもたちの学習を支えるために、特別支援教育支援員を配置しますとともに、担任と連携して一人一人の実態に応じた教育支援を行います。また、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の整備、特別支援学校のパートナーティーチャー事業の活用などを進めまして、特別支援教育の充実を図ってまいります。

読書活動は、読解力や想像力、表現力などを育み、自ら学ぶ楽しさを味わい、知的探究心を培うことができますことから、子どもたちに読書習慣を身に付けることは大切です。

このため、学校司書の配置やボランティアのご協力による読み聞かせなどを行い、読書活動の活発化を図りますとともに、学校、家庭、地域と連携して、子どもの読書に親しむ機会の充実に努めてまいります。

3点目は信頼される学校づくり、地域との連携であります。

「教育は人なり」といわれますように、学校教育において教員の資質能力は重要であり、教員には絶えず研修に努め資質能力を高めることが求められております。

このため、校長のリーダーシップのもとで校内研修の充実、キャリアステージに応じた研修機会の確保に努めますとともに、教職員による自主的な研究、研修への支援も行ってまいります。

未来を担う子どもたちに確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むためには、学校を地域全体で支える体制づくりが必要となります。

このため、令和2年度からコミュニティ・スクール制度を導入しまして、「学校運営協議会」を組織し、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という理念を共有し、学校と地域が力を合わせて学校運営に取り組む体制づくりを進めてまいります。

子どもたちが学校で安心して学ぶためには、子どもたち同士の人間関係が重要であります。各学校で「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期解消に取り組みますとともに、子どもたちのコミュニケーション能力を育み、いじめの根絶に向けて取り組んでまいります。

また、不登校支援相談員を配置しまして、まなびの教育相談窓口を設置しますとともに、学校、家庭、関係機関が連携して、いじめや不登校等に対応する体制を整備してまいります。

子どもたちの学校内外での安全・安心を確保するため、各学校で危機管理マニュアルの整備・見直し、安全教育、教職員研修などを実施しますとともに、学校、家庭、地域や関係機関と連携した通学路の点検などを行ってまいります。

教員が充実した指導を行うために、健康でいきいきとやりがいをもって働きながら、学校教育の質を高めることができる環境を構築することが求められております。

このため、「古平町立学校における働き方改革アクションプラン」に基づきまして、勤務状況の把握、時間外勤務の縮減などを進めまして、保護者や地域の皆様のご協力を得ながら、教員が教育活動に専念できる環境の整備に努めてまいります。

第二は社会教育の充実であります。

まず、生涯学習の推進体制についてであります。高齢化が進展する中で、生涯を通じて学び、その学習の成果を地域で生かし、住民自身がまちづくりの担い手になるために、「学び」と「活動」を循環させる体制を整備する必要があります。

このため、関係機関と連携して社会の変化に対応した学習機会などを設けますとともに、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動事業、各種学習活動での地域人材の活用などを進めてまいります。

また、中心拠点誘導複合施設に設置される図書館開設に向けまして、図書管理システム導入などの準備を進めてまいります。

家庭教育は、子どもたちに「生きる力」の基礎となる資質や能力を育成する、すべての教育の原点であります。近年の核家族化や地縁的つながりの希薄化などによりまして家庭の教育力の低下が指摘されているところでございます。

このため、子どもたちが一定期間親元を離れて集団宿泊生活を行いながら学校に通学します「ふるびら通学合宿」や「早寝・早起き・朝ごはん」運動などを行いまして、望ましい生活習慣の定着を図りますとともに、ブックスタートなどの読書活動推進事業や家庭でゲームなどを使わない時間を設ける「アウトメディアチャレンジ」の実施、保護者向け学習機会の提供などを行い、家庭教育の支援を行ってまいります。

青少年教育では、社会の変化に主体的に関わり、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造することができる人材の育成が求められております。

このため、家庭や地域と連携して、子どもたちに自然の大切さや他者と協働することの重要性を実感させる「少年少女わんぱく王国」、海洋性スポーツ教室の開催など、体験活動の機会を確保しますとともに、異業種交流事業などを行い、将来のまちづくりの中心となる青年層のネットワークづくりを進めてまいります。

成人教育では、地域のニーズに対応した学習プログラムを提供しますとともに、地域づくりの中核となる人材の育成が求められております。

このため、関係団体と連携して英会話教室や文化教室などの学習機会の提供に努めますとともに、社会教育関係団体の活動を支援しまして、自主的な学習活動を促進してまいります。

高齢者教育では、主体的な学びを支援し、学習活動がまちづくりなどに生かされる学習機会の提供、社会活動への参加を促進することが求められております。

このため、高齢者が自ら学び、生きがいを持って健康で豊かな生活を過ごすことができますよう、60歳以上の町民を対象としました「たけなわ学級」や文化教室、健康教室などを開催しますとともに、高齢者のもつ豊かな知識や技術、経験を還元できるよう地域学校協働活動やボランティア活動などへの参加を奨励してまいります。

芸術文化活動は、人々の創造性や表現力を高め、心豊かな社会の形成に重要な役割を果たすものであります。本町においては、少子高齢化などにより芸術文化団体の会員数が減少し、指導者が不足する状況にございます。

このため、文化団体連絡協議会などの活動を支援し、伝統芸能の伝承者の育成や文化祭などの成

果を発表する機会の支援に努めますとともに、ふるびらゆかりの詩人吉田一穂の資料や民俗資料の展示について、関係団体と連携して取り組んでまいります。

スポーツは心身の健全な発達を促し、地域の活性化の役割も果たしますことから、本町では「みんなのスポーツ町（タウン）」宣言をしまして、スポーツを通じた健康で明るい町づくりを進めておりますが、高齢化や人口減少により団体・サークルの会員数の減少、指導者不足などの課題が見られております。

このため、スポーツ推進委員などと連携しまして、健康教室やニュースポーツ体験会などを開催し、生涯スポーツや指導者研修会への参加の奨励を図りますとともに、ロードレース大会など各種スポーツ大会の実施、スポーツ団体の活動支援を進め、ライフステージに応じたスポーツ活動の振興を進めてまいります。

本町の学習活動、文化活動の拠点であります文化会館やスポーツ活動の拠点である海洋センターの老朽化が進んでおりますが、適切な維持管理に努めますとともに、職員の資質向上を図り、たくさんの町民の皆様にご利用いただけるよう努めてまいります。

以上、令和2年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

教育委員会といたしましては、総合教育会議などで町長と相互の連携を図りながら、本町の未来を支える子どもたちを地域ぐるみで育む学校教育の充実と、町民一人一人が生き生きと学び続けることができる生涯学習を推進してまいります。

町議会議員の皆様並びに町民の皆様の、なお一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 以上で教育行政執行方針を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時16分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第5 議案第5号ないし日程第10 議案第10号

○議長（堀 清君） 日程第5、議案第5号 令和2年度古平町一般会計予算から日程第10、議案第10号 令和2年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算までを一括議題といたします。

議案第5号 令和2年度古平町一般会計予算について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました議案第5号 令和2年度古平町一般会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

古平町各会計予算書、厚いほうの3ページ目をお開きください。歳入歳出予算、第1条として、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46億5,500万と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。これにつきましては、4ページから11ページにお示ししております。

地方債、第2条として、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債による。12ページにお示ししております。

一時借入金、第3条として、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は10億円と定めるものでございます。

次のページ、4ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算、歳入でございます。ここで8款環境性能割交付金という欄を見ていただきたいのですが、昨年度まで自動車取得税交付金という形の款でございましたが、自動車取得税交付金が廃止され、今年度から環境性能割交付金として計上をしております。

次のページ、6ページ目をお開きください。歳入歳出合計、本年度予算額46億5,500万円、前年度予算額34億7,500万円、比較いたしまして11億8,000万円の増となっております。

次のページ御覧ください。歳出になっております。増減の大きい款のみ説明をさせていただきます。2款総務費、本年度予算額15億3,770万1,000円、11億16万1,000円の増となっております。これにつきましては、複合施設の建設に係る経費を予算計上しております。

4款衛生費、本年度予算額2億6,359万4,000円、比較いたしまして9,282万5,000円の減となっております。これにつきましては、火葬場建設工事、建築主体工事が終了したことによります予算の減額でございます。

5款農林水産業費、本年度予算額3,672万6,000円、2,034万1,000円の減でございますが、これは漁協システム更新に関する補助金の減額でございます。

商工費、本年度予算額1億8,899万6,000円、前年と比較して1億302万4,000円となっております。これにつきましては、ふるさと納税の増額を見込み、必要経費の増と温泉ポンプの更新が主な要因となっております。

次のページに移りまして、公債費、本年度予算額4億2,481万3,000円、前年度と比較して1,150万1,000円の増となっております。

諸支出金、本年度予算額1億2,717万円、前年度と比較いたしまして6,480万円の増となっております。これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、ふるさと納税の増額を見込んでおりますので、ふるさと応援基金への積立金の増を見込んでおります。

歳出予算の合計につきましても歳入と同額で、本年度予算額46億5,500万円、前年度と比較いたしますと11億8,000万円の増となっております。

次のページを御覧ください。第2表、地方債でございます。地方債の内訳、中身等につきましては後ほど説明をさせていただきます。

以上までが地方自治法による議決事項でございます。13ページ目以降につきましては、地方自治法第211条第2項に規定する予算に関する説明書といたしまして、歳入歳出事項別明細書、給与費明細書、債務負担行為支出予定調書、地方債現在高調書となっております。

それでは、予算の内容の説明をさせていただきたいと思っておりますので、予算説明資料、薄いほうの4ページ目、5ページ目をお開きください。まず、ここで、先ほど町長の執行方針にもございませ

たが、一般財源総額の推移についてまずもって説明をさせていただきたいなと思います。5ページ目、財源内訳、一般財源の歳入歳出合計23億3,928万2,000円となっております。昨年度の一般財源総額が22億8,028万円でございます。前年度と比較すると5,900万2,000円の増となっております。予算額が11億8,000万円と大幅な増額となっておりますが、一般財源ベースではこの金額の増で収まっております。大きな財政負担はなく、本町の一般会計の予算、そして財政に影響なく大型事業を展開をできているという財政の状況となっております。

次のページ、6ページ目を御覧ください。歳入の性質別内訳調書となっております。性質別の内訳書といたしまして、まず町税、今年度予算額2億512万1,000円、前年度と比較いたしますと25万2,000円の減。

地方譲与税等9,398万円、前年と比較して480万8,000円の増でございます。大きな要因といたしましては、地方消費税交付金が570万円の増を見込んでおります。

10款地方交付税、本年度予算額18億5,700万円、前年度の予算計上額と比較いたしますと4,500万円の増となっております。参考までに、ここでは決算見込みと比較いたしますと、前年度と臨財債と合わせて比較いたしますと1,300万円程度の減少を見込んで予算計上をしております。

次、12款使用料及び手数料、今年度予算額1億1,447万1,000円、前年度と比較いたしますと5,254万1,000円の増を見込んでおります。この分につきましては、診療所の保険診療に係る金額を計上しております。前年度の予算につきましては、診療所に係る経費につきましては補正で対応をしておりますので、今回当初にのることによって5,500万程度増えるという予算計上となっております。

次に、国庫支出金6億1,429万1,000円、前年度と比較いたしますと2億9,440万7,000円の増となっております。これにつきましては、社会資本交付金、複合施設整備分が2億3,317万9,000円の増となっていることが大きな要因となっております。

道支出金1億8,868万2,000円、前年と比較いたしますと2,824万2,000円の減となっております。これは、右側、右欄の中段にあります地域づくり総合交付金、漁協のシステム改修に対する補助金が2,000万円の減、それと前年度の選挙の執行経費の委託金が1,151万4,000円減少しているのが大きな要因でございます。

16款寄附金、ふるさと応援寄附金の決算を見込んで2億8,500万円、今年度は決算見込みを反映して2億8,500万、今年度予算は計上しております。前年度と比較いたしますと1億5,500万円の増となっております。

17款繰入金2億7,821万2,000円、前年度と比較いたしますと1億208万8,000円の増となっております。今年度につきましても当初予算を作成する上で財源不足を補填するための財政調整基金からの繰入れを行っております。金額は1億200万円となっております。

次の欄、減債基金繰入金2,500万円、令和元年度と比較いたしますと1,200万円の増となっております。これにつきましては、本町における起債の償還の標準的な金額を4億というふうに定めて財政運営をしております。4億を超える部分については、減債基金の繰入れを行い、起債償還に充てるという財政運営の方向を取っておりますので、昨年度と比較いたしますと1,200万円の増となっております。

19款諸収入、今年度予算計上額7,919万8,000円、前年と比較しますと1,346万2,000円の増となっております。これにつきましては、複合施設の整備事業に充当するCO<sub>2</sub>排出抑制補助金、二酸化炭素排出抑制補助金1,415万3,000円を見込んだ予算の計上により増となっております。

20款町債9億2,910万円、前年度と比較いたしまして5億4,130万円、これにつきましても複合施設の建設事業債による増でございます。

次のページに移りまして、8ページ目、9ページ目、歳出の性質別の内訳調書となっております。1つ目の人件費、今年度の予算計上額6億2,231万8,000円、前年度と比較いたしまして2,037万1,000円の増となっております。これにつきましては、会計年度任用職員の給料をここで見ることになりましたので、4,347万1,000円の増となっております。ここに計上されることに伴いまして、次の下段の欄に物件費の中に賃金というものがございます。これまで臨時の職員の給与については賃金という形で予算を計上しておりましたが、自治法の施行規則の改正によりまして賃金という節がなくなりましたので、一括人件費に計上することとなっております。

次に、物件費、今年度の予算額7億5,010万3,000円、前年度と比較いたしまして1億1,341万2,000円の増となっております。これにつきましては、ふるさと納税の委託料の増、それと町立診療所の、この予算計上する段階ではまだ直営で調剤薬局を運営するという前提で予算を組んでおりますので、需用費の中に医薬剤購入費というものが含まれておりますので、前年度と比較して4,341万5,000円の増となっております。

維持補修費、今年度予算計上額1億3,526万3,000円、前年度と比較いたしまして450万8,000円の減となっております。大きな要因は、住宅維持管理費の解体工事の事業費の縮小になっております。道路除排雪経費724万8,000円増額しておりますが、これは近年の労務単価の上昇により増額を見込んでおります。

扶助費、予算計上額4億6,516万7,000円、前年度と比較いたしまして1,466万1,000円の減となっております。主な要因は、障害者サービス給付費の減少でございます。

次に、補助費等でございます。今年度予算計上額3億7,965万9,000円、前年と比較いたしまして80万8,000円の増となっております。町長の執行方針にもございましたとおり、子育て世帯応援事業、紙おむつの配付の事業、第1期まち・ひと・しごと総合戦略で行っていた事業でございますが、これについては事業期間満了により減額しております。右の欄の一番下、その他の上なのですが、給食費等第3子以降の助成金につきましても152万7,000円の減額となっております。これにつきましても第1期総合戦略の計画期間満了による減でございます。

次に、建設事業費、今年度予算計上額13億8,764万1,000円、前年と比較いたしまして9億8,945万円でございます。

公債費4億2,481万3,000円、前年度と比較いたしまして1,150万1,000円の増となっております。

積立金、今年度予算計上額1億2,717万円、前年度と比較いたしまして6,480万円の増、これにつきましては、先ほど来説明しておりますとおり、ふるさと応援基金積立金による増でございます。

繰出金3億5,245万8,000円、前年度と比較いたしまして187万7,000円の増となっております。

以上が歳出の性質別内訳の説明でございます。

続きまして、30ページ目をお開きください。30ページ目につきましては、今年度から制度化されます会計年度任用職員の目的別の調書で、必要となる人件費の内訳についてここで記載をしております。なお、職員数につきましては、人数を入れることによりまして働いている方の個人の所得が特定されることが懸念されますことから、人数については記載をいたしていません。

次のページ、次に行きまして、42ページ目をお開きください。今年度新規、もしくは大規模な建設事業について説明をいたします。事業番号1番、事業名といたしまして中心拠点誘導複合施設建設事業について説明をさせていただきます。今年度の事業の内容につきましては躯体を上げると。第1期工事として躯体を上げるということで、工事費として9億8,714万円を見込んでおります。それと、各補助金の事業区分ごとにZEBの工事が2,123万円、エネ高の工事が1億2,067万円、用地の造成1,430万円、樹木の伐採1,760万円、文化会館工事の階段部分の仮設工事で517万円、文化会館前の車庫、サイレン等の脇にあります車庫の解体工事で660万を見込んでおります。工事管理費については1,690万円、用地の購入費として479万3,000円、文化会館前にありますあの石碑ですとか、そういったものの移設に550万の予算を計上をしております。充当している補助事業の内容につきましては、社会資本整備総合交付金、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費等の補助金の制度について記載をしております。借入れする町債についても記載のとおりでございます。

次のページ、43ページ、44ページ目、事務用パソコンクラウド化事業、自治体クラウド導入事業ということで予算の計上をしております。これにつきましては、現在使用している住民基本台帳ですとか税ですとか町に入っている総合行政システム、6年使用いたしまして、更新の時期となりますことから、今国が推進しております自治体クラウド事業に基づいて京極町と共同で入れ替える部分の予算の計上となっております。

次のページめぐりまして、46ページ目御覧ください。火葬場の建設事業に係る予算の計上額でございます。今年度につきましては、火葬場の解体及び外構の工事で3,468万8,000円の予算の計上を予定しております。

次に、54ページ目お開きください。除雪車の車両保管の設計工事費として450万円、除雪車車両保管庫2棟、保管車両4台の部分の実施設計を行う予算を計上しております。

66ページ目御覧ください。上から4段目に町立診療所運営事業に係る経費について記載をしております。町立診療所運営事業に係る経費につきましては1億2,817万3,000円でございます。先ほど説明もいたしましたが、院内調剤をやる前提の予算になっております。一般財源の持ち出しについては、3,600万円を見込んで予算の計上をしております。

以上が令和2年度一般会計予算の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） ただいま議案第5号 令和2年度古平町一般会計予算についての提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第6号 令和2年度古平町国民健康保険事業特別会計予算の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） それでは、私のほうから引き続き議案第6号、令和2年度古平町国民

健康保険事業特別会計の予算についてご説明を申し上げます。

予算説明資料、薄いほうで説明をさせていただきます。84ページ、85ページをお開きください。令和2年度予算の総額につきましては、1億2,620万円で、対前年比60万の減となっております。これにつきましては、1款1項国民健康保険税、令和2年度の予算額6,914万6,000円、前年度と比較いたしますと402万円の減少を見込んでおります。これが大きな要因でございます。

それと、5款諸収入、受託事業収入が37万7,000円減っておりますが、これは特定健診の事業の件数の減少でございます。

続きまして、右のページ、歳出になります。1款1項総務費1億2,072万6,000円、前年度と比較いたしまして820万4,000円の増となっております。これにつきましては、後志広域連合負担金の増額となっております。

基金積立金については科目設定、諸支出金につきましては37万5,000円で、前年度と同額を計上しております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） ただいま議案第6号 令和2年度古平町国民健康保険事業特別会計予算について提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第7号 令和2年度古平町後期高齢者医療特別会計予算の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） 議案第7号 令和2年度古平町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

こちらも予算説明資料でご説明させていただきます。説明資料94ページ、95ページをお開きください。令和2年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ6,970万円で、対前年比500万円の増となっております。この主な要因といたしましては、1款1項後期高齢者医療保険料、令和2年度の予算3,534万4,000円、前年度と比較いたしますと332万3,000円の増となっております。これにつきましては、令和2年度は2年に1度の料率改正、医療保険料の料率の改正の年度のため、前年度と比較いたしましてこの332万3,000円の増となっております。それ以外につきましては、特に変更もない状況となっております。

次に、歳出の予算の説明をさせていただきたいと思っております。総務費948万7,000円、前年度と比較いたしまして67万7,000円の増となっております。

2款、後期高齢者医療広域連合の納付金、今年度の予算額が5,985万3,000円、前年度と比較いたしまして43万3,200円、率にして7.8%の増となっております。

諸支出金については、例年度と同じ予算の計上額となっております。

予備費につきましても端数の処理で5万9,000円計上をしております。

以上で令和2年度後期高齢者医療特別会計の予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） ただいま議案第7号 令和2年度古平町後期高齢者医療特別会計予算について提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第8号 令和2年度古平町簡易水道事業特別会計予算の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） 議案第8号 令和2年度古平町簡易水道事業特別会計予算の説明を申し上げます。

予算書327ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,800万円と定めるものでございます。前年比較では、2,500万円の減でございます。

予算の款項、金額などに関しましては、第1表を328ページから331ページにお示ししております。

それでは、歳入から説明します。説明資料、薄いほうの冊子です。説明資料98ページをお開きください。1款1項負担金13万9,000円の計上でございます。

2款1項使用料9,306万2,000円の計上で、前年比較では150万4,000円の増でございます。増額となったことに関しましては、昨年消費税の増税に伴いまして料金改定を行ったことが要因と思われ

ます。飛ばしまして、4款1項他会計繰入金1,833万2,000円の計上で、一般会計からの繰入金で、普通交付税の公債費相当額を繰入れしてもらったものでございます。

4款2項基金繰入金2,246万8,000円の計上で、ここに関しましては簡易水道財政調整基金からの繰入金で、歳入不足を補う繰入れでございます。

飛ばしまして、6款2項受託事業収入585万7,000円の計上で、ここにつきましては消火栓更新工事などの受託収入でございます。

6款3項雑入810万1,000円の計上で、配水管の移設補償に伴う収入が主なものでございます。

引き続き歳出を説明します。次のページを御覧ください。1款1項総務管理費2,761万4,000円の計上で、ここでは会計の運営に伴う人件費、それと消費税納付金などが計上されております。

2款1項施設管理費2,844万8,000円の計上で、浄水施設や配水管の維持管理経費が計上されております。

2款2項施設整備費4,590万円の計上で、前年比較では1,286万円の減でございます。減額となったことに関しましては、配水管更新工事が昨年で終了したということが主な要因です。この項では、水道施設の更新計画策定業務や量水器の更新工事などを計上しております。

3款1項公債費3,936万3,000円の計上で、前年比較では1,480万6,000円の減少でございます。

引き続き4款2項給水工事受託事業費513万円の計上で、消火栓の更新工事などを受託する費用が計上されております。

5款1項予備費につきましては154万4,000円の計上となっております。

以上で令和2年度古平町簡易水道事業特別会計予算の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） ただいま議案第8号 令和2年度古平町簡易水道事業特別会計予算について提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第9号 令和2年度古平町公共下水道事業特別会計予算の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） 議案第9号 令和2年度古平町公共下水道事業特別会計予算の説明を申し上げます。

予算書397ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,700万円と定めるものでございます。前年比較では、1,230万円の減でございます。

予算の款項、金額などに関しましては、第1表を398ページから401ページにお示ししております。歳入について説明します。説明資料、薄い冊子のほうでございます。106ページをお開きください。1款1項負担金3,000円の計上でございます。ここは、皆増となった項でございます。その理由としましては過去に徴収猶予決定していた受益者負担金が猶予条件から外れまして、徴収対象となった1件につきまして計上したものでございます。

2款1項使用料3,094万1,000円の計上で、前年比較では74万1,000円の増でございます。増額となったことに関しましては、昨年消費税増税に伴う使用料改定を行ったことが主な要因でございます。

3款1項国庫補助金470万円の計上でございます。施設の長寿命化事業や事業計画の更新業務などの財源として計上しております。

5款1項一般会計繰入金1億5,680万1,000円の計上で、前年比較では324万4,000円の減でございます。内訳としまして、基準内繰入れで1億2,664万4,000円、基準外繰入れ、赤字補填分としましては3,015万7,000円となっております。

飛ばしまして、8款1項町債でございます。4,500万円の計上で、施設の長寿命化事業の財源として発行される起債でございます。

引き続きまして歳出を説明します。次のページを御覧ください。1款1項総務管理費2,088万2,000円の計上で、ここでは会計の運営に伴う職員人件費、それと消費税納付金などが計上されております。

2款1項施設費5,167万4,000円の計上で、前年比較では1,607万円の減でございます。ここでは、下水道施設の整備や維持管理経費が計上されております。主な施設整備費としまして、処理場の電気設備更新工事や事業計画が満了したことに伴う更新計画の策定を計上しております。

3款1項公債費1億2,352万7,000円の計上でございます。

最後に、予備費につきましては91万7,000円の計上となっております。

以上で令和2年度古平町公共下水道事業特別会計予算の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） ただいま議案第9号 令和2年度古平町公共下水道事業特別会計予算について提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第10号 令和2年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） それでは、私のほうから議案第10号 令和2年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算説明資料で説明いたします。116ページをお開きください。歳入歳出予算それぞれ4,930万円を計上しております。前年度と比較いたしまして590万円の増となっております。

歳入について説明いたします。サービス収入、今年度の予算計上額2,791万5,000円、前年度と比較いたしますと437万6,000円の減でございます。これは、通所介護事業、デイサービス事業の利用者の減が大きな理由となっております。

続きまして、歳出の説明をいたします。サービス事業費、令和2年度4,918万4,000円、前年度と比較いたしますと593万5,000円の増となっております。大きな要因につきましては、社会福祉協議会へのデイサービス事業の運営指定管理料を、前年度は一般会計のほうで全額計上しておりましたが、今年度から地域福祉センター部門とデイサービス部門と面積案分をして予算を計上するというところでございますので、その分についての金額が多くなっております。その分歳入の面でいきますと、一般会計からの繰入金が増額となっております。

以上で令和2年度古平町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 以上で日程第5、議案第5号 令和2年度古平町一般会計予算から日程第10、議案第10号 令和2年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算までの説明が終わりました。

それでは、昼食のため1時まで休憩します。

休憩 午前11時57分

再開 午後 0時56分

○議長（堀 清君） 引き続き会議を再開いたします。

本件につきましては、例年全員で構成する予算審査特別委員会を設置して審査しているところでございます。

お諮りします。本件は、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号から議案第10号までは、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時56分

再開 午後 1時03分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第11 議案第11号

○議長（堀 清君） 日程第11、議案第11号 令和元年度古平町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました議案第11号 令和元年度古平町一般会計補正

予算（第6号）について提案理由の説明をいたします。

議案書1ページ目を御覧ください。歳入歳出予算の補正、第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,951万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億1,939万2,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出補正予算によることとして、2ページ、3ページにお示ししております。

繰越明許費の補正といたしまして、第2条、繰越明許費の追加は、第2表、繰越明許費補正による。4ページにお示ししております。

債務負担行為の補正として、第3条、債務負担行為の追加は、第3表、債務負担行為補正による。4ページにこれもお示ししております。

地方債の補正として、第4条、地方債の変更は、第4表、地方債補正による。5ページにお示ししております。

次のページを御覧ください。歳入歳出予算補正でございます。今回の補正予算については、決算見込みを反映した予算の整理が大部分でございます。一部翌年度に繰り越し、事業を実施するものもございますが、それにつきましては後ほど説明をさせていただきます。

次のページに移りまして、第2表、繰越明許費補正、4款1項母子保健情報連携システム改修事業、これにつきましては母子保健法の改正により乳幼児健診の情報をマイナンバー法の情報連携の対象化とする事業に関する予算の追加及び繰越明許費の補正の追加でございます。

5款農林水産業費、3項水産業費、東しゃこたん漁協冷凍冷蔵施設整備費補助事業、これにつきましては先般補正いただきました東しゃこたん漁協に対する補助金の繰越明許費の設定でございます。

9款1項小学校費、3項中学校費、情報通信ネットワーク環境施設整備事業ということで、GIGAスクールというふうに使われているものの補正でございます。令和元年度、国の補正予算事業でございます。児童生徒1人に1台パソコン、タブレットというような形なのかと思うのですが、それを配付する事業を行うに当たってネットワーク回線、LANのネットワークの配線をする事業費について予算の計上をして、繰越明許費の補正を行うものでございます。

第3表、債務負担行為の補正といたしまして、コミュニティバス及びスクールバスの運行業務に関する債務負担行為を設定しております。

第4表、地方債の補正といたしまして、先ほど説明いたしました教育費の情報通信ネットワーク環境施設整備事業債1,480万円の追加を記載しております。

以上が地方自治法に規定する議決事項でございます。

それでは、予算の内容について説明をいたしますので、議案第11号説明資料、一般会計補正予算説明書8ページ目をお開きください。今回につきましては、決算を見込んだ整理予算がほとんどでございますので、政策的なものといえますか、それ以外のものについてのみ補正の内容を説明させていただきたいと思っております。歳出、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、既定の予算517万7,000円に13万8,000円を追加し、531万5,000円とするものでございます。これにつきましては、マイナン

バーカードの発行枚数が増加したことから、それに係る所要の経費について追加しているものでございます。

次のページに移りまして、10ページ目、衛生費、1項保健衛生費、既定の予算3億2,486万5,000円から734万8,000円を減額し、3億1,751万7,000円とするものでございますが、決算見込みによる精査に加え、先ほど説明いたしました母子保健情報連携システムのシステム改修経費140万円を追加しております。

次のページ飛びまして、14ページ目に移ります。9款教育費、2項小学校費、既定の予算2,605万4,000円に1,820万4,000円を追加し、4,425万8,000円とするもの、3項中学校費、既定の予算2,259万6,000円に1,436万円を追加し、3,695万6,000円とするもの、これにつきましては先ほど説明いたしました学校の情報通信ネットワーク環境整備事業分の補正と水道光熱費及び燃料費の決算見込みに関する増額でございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。2ページ目お聞きください。13款国庫支出金、2項国庫補助金、既定の予算3億2,112万1,000円に1,897万9,000円を追加して、3億4,010万円とするものでございます。これにつきましては、5項教育費補助金に規定されております情報通信ネットワーク環境整備事業費の補助金の追加と決算見込みによる整理でございます。

次の次のページに行きまして、6ページ目、20款町債、既定の予算4億9,192万2,000円から140万を減額いたしまして、4億9,052万2,000円とするものでございます。これにつきましても7項教育債で先ほどの情報通信ネットワーク環境整備事業に係る起債の部分を記載しております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 説明書の5ページです。不動産売払収入を具体的に説明してほしいのと13ページの中段になります。委託料で475万2,000円が皆減になっていますけれども、これについても説明をお願いします。

○産業課長（細川正善君） 最初の不動産売払収入なのですが、こちらにつきましては不動産売払収入の4つ上に森林環境保全整備事業費補助金とあるのですが、これに関連する森林環境保全整備事業で更新伐という事業を行いまして、木を切りました。その切った木を売った収入が378万4,000円ということになります。1立米3,470円ぐらいの単価で、980立米売ったところでございます。

それと、もう一つ質問のありました13ページの農業振興地域整備計画の基礎調査の委託料を全額減額補正しているところなのですが、この計画、当初以前ご説明した福社会の奥に風車を建設する予定です。その風車、建設するに当たって農振地域の青地、農用地の部分も一部使わなければいけないと。それを転用するためには農業振興地域整備計画、変更しないといけないと。それで、当初では予算を計上したのですが、実際には農振地域の青地ではなくて白地に風車建設することになりましたので、計画を変更しなくてもよくなったということで、ここを執行しなかったということです。

○議長（堀 清君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第11号 令和元年度古平町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第12号

○議長（堀 清君） 日程第12、議案第12号 令和元年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第12号 令和元年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ113万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ1億3,762万4,000円とするものでございます。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので、説明書のほう20ページ、21ページをお開きください。1款1項総務管理費でございますが、既定の予算から27万6,000円を減額し、予算額1億1,684万2,000円とするものでございます。こちらは、健康診断委託料の減額のほか、広域連合負担金の決算を見込んだ減額補正となります。

2款1項基金積立金1,400万円を追加するもので、昨年度同様黒字決算として見込まれる分について基金に積み立てるものでございます。

続きまして、歳入のほうに移ります。18ページ、19ページをお開きください。3款1項他会計繰入金33万円を減額し、5,131万3,000円とするもので、各繰入金の決算を見込んだ補正でございます。

続きまして、5款3項受託事業収入でございますが、80万円を減額し、110万5,000円とするものでございます。こちらは、歳出での健診委託料の減額に伴いまして、広域連合からの支出金を減額するものでございます。

以上で議案第12号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第12号 令和元年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第13 議案第13号

○議長（堀 清君） 日程第13、議案第13号 令和元年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第13号 令和元年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ211万2,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ6,471万7,000円とするものでございます。

それでは、歳出のほうから説明いたします。説明書のほう26ページ、27ページをお開きください。1款1項総務管理費で、既定の予算から216万7,000円を減額し、836万2,000円とするものでございます。こちらは、当初見込んでいた非常勤事務補の任用がなかったことから、全額を落とすものと健診委託料の減額によるものでございます。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金でございしますが、既定の予算に5万5,000円を増額し、5,557万6,000円とするもので、こちらは決算を見込んでのものでございます。

続きまして、歳入のほうに移ります。24ページ、25ページをお開きください。1款1項後期高齢者医療保険料でございしますが、既定の予算に75万4,000円を増額し、3,277万5,000円とするもので、決算を見込んでのものでございます。

3款1項一般会計繰入金で、既定の予算から254万円を減額し、3,091万6,000円とするものでございます。こちらは、決算を見込んだ繰入金の調整と基盤安定負担金の額の確定によります減額になります。

5款3項受託事業収入、32万6,000円を減額し、49万円とするもので、歳出で説明いたしました健診委託料の減額に伴うものでございます。

以上で議案第13号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第13号 令和元年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第14号

○議長(堀 清君) 日程第14、議案第14号 令和元年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長(高野龍治君) ただいま上程されました議案第14号 令和元年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について提案理由の説明をいたします。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ846万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,456万1,000円とするものでございます。

補正の款項、金額などに関しましては、第1表を16ページ、17ページにお示ししております。

それでは、歳出からご説明しますので、説明書32、33ページをお開きください。2款2項施設整備費、補正額846万2,000円の減額でございます。これにつきましては、需用費と工事請負費ともに決算見込みによる整理補正でございます。

引き続き、歳入を説明します。30ページ、31ページをお開きください。3款1項道補助金、補正額136万3,000円の減額でございます。歳出の整理補正による補助金の減額でございます。

5款2項基金繰入金、補正額231万7,000円の減額でございます。歳入歳出の均衡を図る財源調整をここでしております。

7款3項雑入、補正額18万2,000円の減額でございます。歳出の整理補正に伴うその他収入の減でございます。

8款1項町債、補正額460万円の減額でございます。歳出の整理補正に相当する事業債の減額でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。  
これから議案第14号 令和元年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第15号

○議長（堀 清君） 日程第15、議案第15号 令和元年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） ただいま上程されました議案第15号 令和元年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由のご説明をいたします。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,151万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,983万3,000円とするものでございます。

補正の款項、金額などに関しましては、第1表を20ページ、21ページにお示ししております。

それでは、歳出からご説明しますので、説明書38ページ、39ページをお開きください。2款1項施設費、補正額1,151万4,000円の減額でございます。委託料、工事請負費ともに国費配分の減少に伴う未執行や決算見込みによる整理補正でございます。

引き続き歳入を説明します。36、37ページをお開きください。2款1項国庫補助金、補正額479万8,000円の減額でございます。歳出の整理補正による補助金の減額でございます。

4款1項一般会計繰入金、補正額451万6,000円の減額で、ここでは財源調整をしております。

7款1項町債、補正額220万円の減額でございます。歳出の整理補正に相当する事業債の減額をここで行っております。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。  
これから議案第15号 令和元年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決しま

す。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第16号ないし日程第18 議案第18号

○議長(堀 清君) 日程第16、議案第16号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案から日程第18、議案第18号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案までは関連する議案でありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(松尾貴光君) ただいま一括で上程されました議案第16号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第17号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第18号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案の3議案について提案理由の説明を申し上げます。

議案につきましては、議会議員の報酬が23ページから24ページ、特別職の給与が25ページから26ページ、教育長の給与が27ページから28ページでございます。

本件は、議会議員、町長、副町長、教育長の令和2年6月期以降の期末手当の割合を6月分、12月分ともに100分の222.5から100分の225に、年間の支給割合を100分の445から100分の450に引き上げる改正でございます。それと併せまして、町独自の削減措置の一部回復として、課長職の期末勤勉手当の役職加算率を100分の10から100分の15に改正しております。これに伴い議会議員、町長、副町長、教育長の加算率の改正を行う、以上の2点の改正でございます。

施行期日は、令和2年4月1日でございます。

なお、改正内容については、特別職報酬審議会へ諮問し、答申を得ております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀 清君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時35分

○議長(堀 清君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから議案第16号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 討論がないようですので、討論を終わります。

議案第16号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第17号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 議案第17号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第18号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第18号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第19 議案第19号及び日程第20 議案第20号

○議長(堀 清君) 日程第19、議案第19号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案及び日程第20、議案第20号 古平町附属機関設置条例案は関連する議案でありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(松尾貴光君) ただいま一括で上程されました議案第19号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案及び議案第20号 古平町附

属機関設置条例案について提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第19号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について説明をいたします。この条例案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により関係する条例を一括して整備するものでございます。6つの条例を改正、1つの条例を廃止するものでございます。

次のページに行きまして、30ページ目をお開きください。第1条の改正といたしまして、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正でございます。会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する規定を追加しております。それに併せまして、これまで規則で規定していた地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する道費負担教職員の宣誓についても併せて規定の追加を行っております。

第2条改正として、特別職で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。特別職非常勤の職が地方公務員法の改正により厳格化されたことから、職の要件に該当する者のみを別表に規定するよう別表を全部改正するものでございます。この職の厳格化により肉用雌牛貸付選考委員会の委員を廃止するため、附則では古平町肉用雌牛貸付条例を廃止しております。

ページをめくりまして、議案33ページ目をお開きください。第3条の改正として、古平町職員定数条例の一部改正でございます。一般職非常勤職員となる会計年度任用職員が定数内の職員に含まれないよう規定を改正するとともに、文言の整理を行っております。

第4条の改正として、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正でございます。会計年度任用職員の職務に専念する義務免除に関する規定の追加でございます。

第5条の改正として、職員の育児休業に関する条例の一部改正でございます。会計年度任用職員制度の導入により、これまで本町の条例に規定されておられませんでした非常勤職員の育児休業について国家公務員の制度に準拠し、規定を追加するものでございます。

ページを2ページめくりまして、次に議案37ページ目をお開きください。第6条の改正として、職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正でございます。会計年度任用職員の休職期間はその任期の範囲内とすること、パートタイム会計年度任用職員の報酬に対し減給ができるよう規定を追加しております。

第7条の改正として、古平町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。フルタイム会計年度任用職員を公表の対象とする規定の追加でございます。

以上が関係条例の整備に関する条例案の内容でございます。

次に、議案第20号 古平町附属機関設置条例案についてご説明いたします。議案40ページ目をお開きください。古平町附属機関設置条例については、特別職非常勤職員の職が地方公務員法の改正により厳格化されたことから、これまで要綱等に基づき設置されている委員会や協議会などについて、地方自治法第148条の4第3項に基づく附属機関であることを条例で定め、当該委員の職が特別職非常勤職員であることを明確にするため、条例を制定するものでございます。実際制定する委員につきましては、41ページの別表に定めてございます。執行機関ごとに附属機関、所掌事務、定数、任期を規定しております。町長部局につきましては古平町都市再生協議会から次のページの古平町予防接種健康被害調査委員会まで、教育委員会部局につきましては古平町学校運営協議会及び学校

給食センター運営協議会を規定しております。

この別表の設定と併せまして、附則では古平町総合計画審議会条例を廃止することとしております。これにつきましては、法律で策定義務がなくなったことから、この審議会を廃止しております。青少年問題協議会につきましては、類似する協議会が既にごございますので、そちらのほうで十分検討が可能だということで整理をして、廃止しております。

この条例の施行期日は、令和2年4月1日からでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時46分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 議案20号の附属機関設置条例案の41ページから42ページです。発足の年数というのはわかりますか。41ページでは3項目、それから42ページでは5項目ありますけれども、古いやつについてはいいですけれども、最近設置されたもので分かるものとしては……だけでいいです。

○総務課長（松尾貴光君） この規定しているものにつきましては、現状全て要綱で設置をしているものでございます。設置した年数につきましては、ちょっと今資料持ち合わせてございませんので、不確かなこと答弁するわけにはいきませんので、答弁することできません。

○3番（真貝政昭君） それでは、別な聞き方をしますけれども、古平町都市再生協議会というのは貞村町長が就任されてからのものではないかというふうに思っていますけれども、その確認です。

それから、古平町地域公共交通活性化協議会というのは以前からあったような、例えばバス路線の関係だとか、そういうことを協議する会だったのか、北後志5か町村と小樽市を含めたものでなかったのかという記憶があります。その確認です。

1つ飛ばしまして、次の老人ホーム入所判定会議委員はよろしいです。古平町有償輸送運営協議会なのですが、これは例えば介護で人を乗せてサービスしている事業もありますけれども、町内でいえば福祉バスの町内を走らせている、今回の議案でも債務負担行為で2つ出ていますけれども、その関係のことなのか。

以上です。聞きます。

○総務課長（松尾貴光君） まず、私といいますか、総務課が所管する都市再生協議会と地域公共交通活性化協議会について説明をさせていただきます。

都市再生協議会につきましては、社会資本総合整備交付金を活用するための都市再生整備計画を策定する上で必要となる協議会でございますので、貞村町政になる以前も都市再生整備計画を活用

してやっておりますので、これについても従来からある会でございます。

地域公共交通活性化協議会につきましては、執行方針にもありましたとおり、町内の公共交通網形成に向けての会議でございます。真貝議員のご指摘のあった部分につきましては、後志地域生活交通確保対策協議会、これが沿線で協議をしているものでございます。

○保健福祉課長（和泉康子君） 古平町有償運送の関係ですけれども、これは基本的にヘルパーの車に要介護者と障害者の手帳を持っている方を乗せるために、本来であれば運輸局のほうでは2種免許、タクシーというところなのですけれども、社会福祉法人等の要件がそろえばヘルパー免許と講習を受けた者でもしていいよということで、専門家と地域の住民が集まって、この福祉法人をヘルパーの車に一般の方を乗せても本来の白タク扱いにはならないよと認定するための団体でございます。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから議案第19号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

議案第19号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第20号 古平町附属機関設置条例案について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

議案第20号 古平町附属機関設置条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時10分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第21 議案第21号

○議長（堀 清君） 日程第21、議案第21号 古平町立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（和泉康子君） ただいま上程されました議案第21号 古平町立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、診療所における保険適用外の健康診断を受けた患者に対し、徴収する使用料等を別表に定め、徴収することとされておりますが、消費税及び地方消費税を現行税率10%に反映させるため、条例の一部を改正するものでございます。

説明資料の25ページをお開きください。横長のです。別表、健康診断料の項中、「初診料に相当する点数に10円80銭」とあるものを「11円」に改めるものでございます。

なお、施行期日につきましては、令和2年4月1日とするものでございます。

以上、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第21号 古平町立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第22号

○議長（堀 清君） 日程第22、議案第22号 古平町農業委員会委員定数条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○産業課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第22号 古平町農業委員会委員定数条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明をいたします。

議案の46ページと説明資料の27ページをお開きください。本件は、古平町農業委員の定数を8人

から5人に変更するものでございます。国の法律であります農業委員会等に関する法律第8条第2項では、農業委員の定数は区域内の農業者の数、農地面積、その他の事情を考慮して条例で定めることとなっております。そこで、本町の農業者数に占める農業委員の割合、さらには農業委員1人当たりが理論上担当することとなる農地面積、それを管内の他市町村と比較検討して、5人が妥当だと判断したところであります。また、農地法等で農業委員会が必ず行わなければならない必須業務というものがあるのですが、その過去5年間の取扱い件数なども含めて、総合的に5人が妥当ではないかと判断したところであります。

なお、今回の改正につきましては、次期農業委員の任期が始まる令和2年7月20日から施行することといたします。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第22号 古平町農業委員会委員定数条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第23 議案第23号

○議長（堀 清君） 日程第23、議案第23号 古平町自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○産業課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第23号、古平町自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定についてご説明いたします。

議案なのですが、議運のときに改めて配付した冊子物で、48から50—3ページと書かれたやつを御覧ください。本件は、新たに古平町自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例として制定するものでございます。提案理由でございますが、美しい古平町の自然環境や景観と再生可能エネルギーとの調和を図り、良好な町民の生活環境を維持するために条例制定するものでございます。

内容につきましては、まず48ページ御覧ください。第1条で目的を定めており、美しい景観、豊かな自然環境、町民の安心、安全な生活環境と再生可能エネルギーの調和を図ることで町民の安心、

安全と地域社会の発展に寄与することを目的としております。

第2条は、基本理念を定めております。

第3条は、条例の中で使われている用語の意味、定義を定めております。第1号として、本条例の再生可能エネルギー発電設備とは太陽光、または風力をエネルギー源とする設備であることと定めております。以下、第2号の事業者から第6号の近隣関係者までの意味を定めておりますが、第6号の近隣関係者とは再生可能エネルギー事業を行う事業区域に隣接する土地の所有者や隣接する土地に存在する建築物の所有権を有する者、さらには風力発電では風車の中心からおおよそ200メートルの区域に居住する者、さらには町内会などと規定しております。

次に、49ページになりますが、第4条では町の責務、第5条では町民の責務を定めております。

第6条は土地所有者の責務を、第7条は事業者の責務を定めており、再生可能エネルギー事業を実施する事業者は関係法令を守ること、自然環境や景観を損なわないこと、災害の防止に努めること、近隣関係者と良好な関係を保つことを責務として定めております。

次に、第8条では条例の適用事業について定めております。

(何事か言う者あり)

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時22分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

説明。

○産業課長（細川正善君） 改めまして49ページの第8条のところを御覧ください。第8条は、条例の適用事業について定めております。発電出力が10キロワット以上のものを対象とすることと建築基準法第2条第1号に規定するいわゆる個人の住宅のような建築物に設置するものは対象としないということを定めております。

第9条では、近隣関係者への説明について定めております。町長へ事業の届出をする前に事業者は近隣関係者へ説明会を開催し、理解を得られるよう努めること、近隣関係者から意見の申出があったときは近隣関係者と協議しなければいけないことと定めております。

続いて、50ページ御覧ください。第10条では、再生可能エネルギー発電事業の施行に当たり町長への届出について、届出の時期、届出事項について定めております。

11条では、町長の同意について定めております。町内において再生可能エネルギー発電事業を実施しようとするときは、町長の同意を得なければなりません。規則で定める事業については原則同意しないというふうに定めております。また、同意を得た事業であっても変更しようとするときは軽微な場合を除き町長の同意を得なければいけないこととして定めております。

12条は、町長が同意する基準等を規則で定めることとしております。さらには、同意する際には災害や生活環境への被害等の発生の防止のため必要な条件を付すことができるということも定めて

おります。

13条につきましては、関係書類の閲覧について定めております。事業者は事業を行っている間、町長へ提出した書類の写しを近隣関係者が見たいという求めがあった場合にはそれに応じて閲覧させなければいけないということを規定しております。

14条は町長へ事業の着手届について、さらに50—2ページなのですけれども、50—2の第15条は完了の届出等について定めております。その際、同意の基準や付した条件等に適合していることを確認しなければいけないとも定めております。

16条は、維持管理の報告について定めております。年1回稼働状況の報告や自然災害などによって周辺に被害が発生した、または発生しそうなときは事業者は対策をするとともに、報告することと規定しております。町長からも維持管理状況を適宜求めることができるというふうにもしております。

第17条は、町長が必要な限度において事業者、工事施工者、土地所有者、その他の関係者に報告または資料の提出を求めることができるとしております。

18条は、立入調査について定めております。町長は必要に応じて町職員に事業者等の事業所、事業区域内に立ち入り、施設、帳簿類を調査させることができると規定しております。

19条は、指導、助言、勧告について定めております。町長は必要に応じて事業者に対し指導、助言することができるものとしております。また、50—3ページに記載しておりますが、この指導だとか助言に正当な理由なく従わない場合、さらには10条、14条、もしくは15条の第1項の規定による届出をしない、または虚偽の申請をしたとき、さらには町長の同意を得ずに事業に着手したときは必要な処置を講ずるよう勧告することができるというふうにも規定しております。

20条は、勧告に従わない事業者の経済産業省への報告、さらには公表について定めております。

21条は、規則への委任事項でございます。

最後に、附則でございますが、附則の第1項では、この条例は準備が整い次第すぐに施行すべきものであると考えられることから、公布の日から施行すると規定しております。

附則の第2項は、施行日以後に国のFIT法、正式には電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法とありますが、そのFIT法第9条第1項の申請をする事業、固定価格買取制度の申請を行う事業について適用すると規定しております。

その例外として、第3項では本条例の施行日に既にFIT法の第9条第1項の規定による申請を経済産業省へしており、かつ設置工事に着手していない場合は本条例の適用をすると定めております。その場合においても、FIT法との絡みから近隣関係者への説明会は開催するように努めること、町長の同意は必要なしというふうに規定しております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第23号 古平町自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第24 議案第24号

○議長(堀 清君) 日程第24、議案第24号 古平町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長(高野龍治君) ただいま上程されました議案第24号 古平町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

本町の当該条例は、道路法施行令に準じて制定されておりますが、このたびその施行令が一部改正されております。そういったことから、当該条例の一部を改正するものでございます。

説明資料にて説明します。横置きはこの説明資料29ページをお開きください。上から占用の額ということで、第2条につきましては改正前では下から3行目、下線部の「100分の8を乗じて得た」ところを改正後では消費税と地方消費税の合算を加えるという改正にしております。

それと、その下、別表のほうでは、この表の改正後の右側を見ていただければと思いますが、右側の占用料の欄、29ページ、この380円と書いているところが改正となっている部分で、この29ページからずっと35ページまでほぼ改正となっております。そういったことから、この表につきましては全部改正しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

なお、条例の施行日については、令和2年4月1日からを予定しております。

以上でございます。

○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第24号 古平町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第25号

○議長(堀 清君) 日程第25、議案第25号 古平町公営住宅管理条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長(高野龍治君) ただいま上程されました議案第25号 古平町公営住宅管理条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、民法の一部改正により4月1日以降は個人根保証契約について極度額の設定というものが求められるということになりました。この極度額というものは、保証人を設定する際、限度額を設定するというものでございます。本町においては、公営住宅に入居する際、連帯保証人を1名確保しなければならないという条例となっております。保証契約において極度額を設定すると、今後高齢者などはより一層保証人の確保が難しくなるという懸念がございます。そういったことから、入居者の円滑化を図るため保証人を削除するという条例改正としたものでございます。

説明資料で説明します。横置きの説明資料37ページをお開きください。入居手続からになります。11条第1号では、改正前では連帯保証人の連署した契約書の提出を求めていました。それを改正後では請書に改正いたします。この請書というものは、改めて規則で定めることとしておりますが、保証人ではなく、緊急連絡先の記載欄を設ける予定となっております。

次、11条第2項以降につきましては、改正前の第2項では、改正後において2項を削除したために1項ずつ繰り上げる改正をしております。

その次、17条と次のページ、18条につきましては、条ずれの関係を改正しております。

39条につきましては、これも民法の一部改正に伴うもので、改正前では年5分の割合ということになっておりましたけれども、改正後では法定利率ということに改正いたします。

条例の施行日は、令和2年4月1日からを予定しております。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第25号 古平町公営住宅管理条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 令和元年陳情第17号

○議長(堀 清君) 日程第26、令和元年陳情第17号 幌延深地層研究センターの「令和2年度以降の研究計画(案)」の撤回と2020年3月末で研究終了を求める意見書の採択を要望する陳情を議題とします。

産業建設常任委員長からお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されております。

お諮りします。本案について委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定によって省略することといたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。令和元年陳情第17号は、お手元に配付の委員長報告のとおり不採択とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、令和元年陳情第17号 幌延深地層研究センターの「令和2年度以降の研究計画(案)」の撤回と2020年3月末で研究終了を求める意見書の採択を要望する陳情は、不採択とすることに決定しました。

◎日程第27 陳情第1号

○議長(堀 清君) 日程第27、陳情第1号 「子どもの医療費無料化制度の拡充」を求める道への意見書の提出を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。本案は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号 「子どもの医療費無料化制度の拡充」を求める道への意見書の提出を求める陳情書は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第28 陳情第2号

○議長（堀 清君） 日程第28、陳情第2号 日本国憲法の尊重・擁護に関する要請書を議題とします。

お諮りします。本案は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号 日本国憲法の尊重・擁護に関する要請書は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第29 陳情第3号

○議長（堀 清君） 日程第29、陳情第3号 「農業者の自家増殖を原則禁止とする種苗法改正に反対する意見書」（案）の採択を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。本案は、産業建設常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号 「農業者の自家増殖を原則禁止とする種苗法改正に反対する意見書」（案）の採択を求める陳情書は産業建設常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第30 陳情第4号

○議長（堀 清君） 日程第30、陳情第4号 厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書について議題とします。

お諮りします。本案は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号 厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書については総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時47分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎休会の議決

○議長（堀 清君） お諮りします。

議事日程の都合により、3月13日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、3月13日は休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（堀 清君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 2時48分

上記会議の経過は、書記  
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員